

身体的拘束等適正化のための指針

埼玉さくらんぼ館

1. 身体的拘束等適正化の基本方針

社会福祉法人 敬寿会 埼玉さくらんぼ館全事業所（以下「埼玉さくらんぼ館」という）は、以下の身体的拘束等適正化に関する指針を定める。

2. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者あるいは入所者（以下、「利用者」という。）の生活の自由を制限し、尊厳ある生活を妨げるものである。職員一人ひとりが身体的・精神的弊害等を理解し、身体拘束を行わない支援の実施に努める。

① 身体拘束の弊害

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、高齢者のＱＯＬ（生活の質）を根本から損なう危険性がある。

- ・身体的弊害（関節の拘縮、筋力低下、食欲の低下等）
- ・精神的弊害（人間の尊厳の侵害、認知症の進行、家族の罪悪感、職員の士気の低下等）
- ・社会的弊害（介護保険施設等に対する社会的な不信・偏見、医療の増加による経済的損失等）

② 身体拘束及びその他の行動制限の原則禁止

原則として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）を禁止とする。

③ 緊急やむを得ない場合の対応

介護保険指定基準上「当該利用者様（他の利用者様の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合）」には例外的に身体拘束が認められている。具体的には下記３要件を満たし、かつそれらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されている場合に限られている。

【３つの要件】

◆切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

※「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行わなければ利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

◆非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

※「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でもまずは身体拘束を行わずに介

護する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない。

◆一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※「一時的」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

④ 身体的拘束等を予防するための5つの方針

- ・施設職員が一丸となって取り組む

施設長等が「身体的拘束の訂正化」を決意し、現場をバックアップする方針を徹底する。それにより現場スタッフは不安が解消され安心して取り組むことが可能となる。

- ・みんなで議論し、共通の意識を持つ

身体的拘束等の弊害をしっかりとスタッフ全員が認識し、問題意識を共有する。最も大事なものは「利用者様中心」という考え方である。本人や家族の理解も必要不可欠である。

- ・身体的拘束等を必要としない状態の実現をめざす

再度、利用者の心身の状態をアセスメントし、身体的拘束等を必要としない状態を作り出す方向を追求する。

- ・事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援態勢を確保する

転倒や転落等の事故が起きにくい環境づくり。スタッフ全員で助けあえる体勢づくり。

- ・身体的拘束等をするケースはきわめて限定的にし、常に代替的な方法を考える

困難が伴う場合であっても、ケア方法の改善や環境の整備など創意工夫を重ね解除を実行する。

⑤ 身体的拘束等をせずにケアを行うための3つの原則

- ・身体的拘束等を誘発する原因を探り、除去する

- ・5つの基本的ケアを徹底する

起きる、食べる、排せつする、清潔にする、活動するの5つの基本的事項について、その人に合った十分なケアを徹底する。

- ・身体的拘束等適正化をきっかけに「よりよいケア」の実現を推進する

3. 身体的拘束等適正化検討委員会の設置

① 委員会の目的

施設代表者を長とした身体的拘束等適正化検討委員会を設置・運営し、3月に1回定期的に委員会を開催し、身体的拘束等に繋がりがかねない不適切なケアがないかを報告、また、報告事例があれば改善に向けて検討する。

② 委員会の構成メンバー

委員会の構成員は施設長、事務長、看護職員、介護職員、生活相談員、介護支援専門員、その他施設長が認める者とする。

③ 委員長および担当者の選任方法

委員長は施設長にて任命し、委員長先導のもと身体的拘束等適正化委員会による利用者処遇体制を施設全体で構築する。なお、委員長はこの身体的拘束等適正化の指針が適切に実施するための担当者とするとともに、各事業所においては管理者またはこれらに準ずるものを担当者とする。

④ 結果の周知

委員会で検討した結果についての議事録を作成し、全職員に回覧を徹底する。

⑤ 臨時の委員会の開催

身体的拘束等適正化検討委員会は定期開催以外に必要な応じて随時開催する。

4. 緊急やむを得ない場合の対応

【手続き】

① 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断

身体的拘束等適正化委員会にて、複数の視点で検討し、施設全体として判断する。

② 連帯保証人への説明と同意

事前にカンファレンスを行った上で、施設長から連帯保証人に対して、十分な説明をして理解を頂き、緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書に署名、捺印してもらう。施設への来館等がすぐには難しい場合に限り、その理由を記録に残した上で、電話での説明と同意を得た上で、郵送での署名、捺印も可能とする。

＜説明項目＞身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等

③ 夜間帯などで緊急やむを得なく身体拘束を行わなければならない時の手続き

職員間で協議をしたうえで、理由をケース記録に残す。翌日に施設長および、担当者への報告をする。翌日までに連帯保証人へ説明して、同意を得る。一連の流れに関して、臨時の身体的拘束等適正化検討委員会を開催して、報告と情報共有および、今後の拘束等の適正化にむけた方略を決定する。

【記録】

① 記録方法

緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。（5年間保存）

② 定期的なカンファレンスの実施

日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討（定期的なアセスメント）を行い、その都度記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、ケアスタッフ間、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。この「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」は施設において保存し、家族、関係機関等に提示を求められた場合に、随時、提示できるようにする。また、身体拘束の必要性が無くなった際には、施設長が身体拘束終了を発令する。

5. 身体拘束廃止・改善のための職員教育と研修について

介護に携わるすべての職員に対して、身体的拘束等適正化と人権を尊重したケアの厳守を図り、職員教育を徹底していく。

- ① 定期的な教育として年2回以上の内部研修
- ② 新規採用時のオリエンテーションでの教育
- ③ 研修実施内容はすべて記録に残す
- ④ その他必要な教育研修の実施・外部研修への派遣

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は利用者及び家族が閲覧できるようにホームページ等に掲載する。

7. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

- ・ 埼玉さくらんぼ館が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意する。
- ・ 苦情・相談対応体制を活用し、家族の声を身体的拘束等の発生の防止に役立てる。
- ・ 身体的拘束等適正化に係るマニュアルは、最新の知見に対応するように定期的に見直しと必要に応じて改定を行う。
- ・ 災害に関しては、利用者の生命・安全を最優先にしつつ、防災計画に準じて行動する。

(附則) 本指針の改正は平成30年4月1日より施行する。

(附則) 本指針の改正は令和3年4月1日より施行する。

(附則) 本指針の改正は令和8年4月1日より施行する。